

2017年9月研究会（中部地区）

日 時：2017年9月28日（木曜）18:00～19:30
会 場：名古屋商科大学名古屋キャンパス 丸の内タワー
報告者：山田 尚武（弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表）
テーマ：『M&Aによる赤字会社の事業承継の成功事例報告』
司 会：齋藤 孝一（名古屋商科大学大学院教授）
主 催：一般社団法人事業承継学会（中部地区）

講師プロフィール

山田 尚武（やまだ ひさたけ）

—講演者プロフィール—

（経 歴）

1990年 名古屋大学法学部卒業

1992年 弁護士登録

1996年 「しょうぶ法律事務所」開設

2008年 国立大学法人静岡大学 法科大学院教授（～2012年）

2013年 弁護士法人しょうぶ法律事務所」設立 同事務所代表

（役 歴）

2010年 全国倒産処理弁護士ネットワーク 理事

2012年 愛知県弁護士会副会長（～2013年3月）

2013年 日本弁護士連合会 倒産法制等検討委員会 委員（～2016年）

2014年 愛知県弁護士会 倒産実務委員会 委員長（～2016年）

2015年 一般社団法人中部事業承継紹介センター 代表理事

2016年 日本弁護士連合会 中小企業法律支援センター 幹事

2016年 愛知県弁護士会 あいち中小企業法律支援センター 委員



<講演要旨>

中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、日本の法人のうち実に7割が赤字会社となっています。しかし、赤字会社の廃業は決して簡単ではありません。そこで、本研究会では、中小企業の経営者が、事業と従業員そして自らを守るために知っておくべき、「赤字会社の事業承継」の成功事例を報告していただきました。

たとえ赤字会社であっても、Bad部門のみではなく、利益を上げているGood部門もあります。早期に専門家へ相談し、両部門を切り分けることで、事業譲渡を進めることができます。事業譲渡後に事業が空となった会社又はbad部門のみとなった会社は、会社法上の手続である特別清算をすることになります。特別清算であれば、破産とは異なり、経営者が主体性を持って進められるというメリットがあります。

そうだとすると、経営者が連帯保証人の場合、特別清算と同時に経営者が莫大な債務を負うことになりかねません。この問題を解決するのが「経営者保証ガイドライン」です。本ガイドラインは、中小企業の経営者や金融機関の適切な対応を示したものであり、特別清算で保証債務を整理する際にも有効です。まだ新しい手続ではありますが、経営者の今後の選択肢を広げることが可能となります。

このように、事業譲渡＋特別清算＋経営者保証ガイドラインを活用することにより、綺麗に会社を終わらせる方法について、複数の事例を基にご報告いただきました。

研究会参加者：46名

